

射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程

(平成28年5月12日規程 第3号)

(目的)

第1条 この規程は、射水市土地開発公社(以下「公社」という。)が所有する土地(以下「土地」という。)において土砂を採取する場合に必要な事項を定めることにより、土地の適正な利用を図り、もって公共の利益に寄与することを目的とする。

(土砂採取の申込み)

第2条 土砂を採取しようとする者は、土砂採取申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、理事長に申し込まなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 地積測量図及び公図の写し
- (4) 平面図
- (5) 土砂を採取する敷地の面積計算書及び丈量図
- (6) 土砂の採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書類
- (7) 利害関係者の同意書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要であると認める書類

(承諾書の交付)

第3条 理事長は、前条の規定による申込みを適当と認めるときは、当該申込みを行った者に対し、土砂採取承諾書(様式第2号)を交付するものとする。

- 2 理事長は、前項の承諾に土砂を採取する土地(以下「土砂採取土地」という。)の維持管理のために必要な条件を付することができる。

(承諾の期間)

第4条 前条第1項の承諾の期間は、3年以内とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、2年を上限としてこれを延長することができる。

(承諾の更新等)

第5条 承諾を受けた者(以下「採取者」という。)が承諾の期間(以下「承諾期間」という。)の満了後引き続き土砂を採取しようとするときは、当該承諾期間の満了30日前までに理事長の承諾を受けて更新することができる。

- 2 前項の規定に基づき、承諾を更新しようとする者は、土砂採取期間更新申込書(様式第3号)により、申し込まなければならない。
- 3 採取者は、承諾期間中に土砂の採取を廃止しようとするときは、理事長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定に基づき、承諾期間中に土砂の採取を廃止しようとする者は、土砂採取廃止届(様式第4号)により届け出なければならない。
- 5 採取者は、承諾事項を変更しようとするときは、理事長の変更の承諾を受け

なければならない。

- 6 前項の規定に基づき、承諾事項を変更しようとする者は、土砂採取変更申込書（様式第5号）に第2条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、申し込まなければならない。

（土砂採取量の報告）

- 第6条 採取者は土砂の採取量が確定した日から20日以内に土砂採取量報告書（様式第6号）により、理事長に報告しなければならない。

（土砂採取料）

- 第7条 採取者は、土砂採取料（以下「採取料」という。）を納めなければならない。
- 2 射水市法定外公共物管理条例（平成17年射水市条例第53号。以下「条例」という。）第7条第2項及び第3項の規定は、前項の採取料について準用する。この場合において、第2項中「別表」とあるのは、「別表（産出物を採取する場合の使用料に限る。）」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、公共団体が公用又は公共用に供するとき等、理事長が必要と認めるときは、採取者と協議の上、別の採取料とすることができる。

（採取料の支払期日）

- 第8条 採取者は、前条に規定する採取料を第6条に規定する土砂の量が確定した日から20日以内に一括して理事長に支払うものとする。

（採取料の返還）

- 第9条 既に徴収した採取料は、返還しない。ただし、理事長が特に必要と認める事由があるときは、既に徴収した採取料の全部又は一部を返還することができる。

（管理義務等）

- 第10条 採取者は、土砂採取土地から周辺の土地及び水路等へ土砂が流出しないよう細心の注意を払うとともに、善良な管理者の注意をもって土砂採取土地を正常な状態に維持しなければならない。
- 2 採取者は、土砂採取土地に異常を認めるときは、速やかに理事長に届け出て、その指示に従わなければならない。
- 3 採取者は、前項の異常の原因がその責めに帰すべき理由によるときは、原状回復その他土砂採取土地の管理上必要な措置を講じなければならない。

（土地の形成）

- 第11条 採取者は、土砂の採取に伴い、公社の職員の指示に従い、土砂を採取した土地を適正に形成しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

- 第12条 採取者は、承諾に基づく権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供

してはならない。

(地位の承継)

第13条 採取者において相続、合併又は分割があったときは、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により承諾に基づく権利若しくは承諾に係る工作物等を承継した法人は、当該採取者が有していた承諾に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継した日から30日以内に理事長にその旨を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、地位承継届(様式第7号)によるものとする。

(承諾の取り消し等)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、承諾を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は土砂採取土地を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この規程の規定に違反した者

(2) 承諾に付した条件に違反した者

(3) 偽りその他不正な手段により承諾を受けた者

2 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、採取者に対し、前項の規定による承諾の取り消しをし、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) 承諾に係る工事又は工作物が土砂採取土地の管理上著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 土砂採取土地に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(実地調査等)

第15条 理事長は、承諾に係る土砂採取土地に関し、必要があると認めるときは、実地に調査し、又は採取者に対し報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、理事会の議決があった日から施行する。

附 則(平成28年7月28日規程第4号)

この規程は、平成28年7月28日より施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

射水市土地開発公社理事長

申込者住所
氏 名

印

土砂採取申込書

次のとおり土砂の採取をしたいので、射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程第2条の規定により関係書類を添えて申し込みます。

1	土砂を採取する場所	射水市
2	土砂を採取する土地の面積	m ²
3	土砂採取見込量	m ³
4	土砂採取の目的及び利用計画	
5	土砂を採取する期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	その他参考事項	

(添付書類)

位置図 現況写真 地積測量図、公図の写し 平面図
面積計算書及び丈量図 採取量の積算の基礎及び採取方法を記載した書類
利害関係者の同意書 その他必要な書類

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

射水市土地開発公社理事長

印

土砂採取承諾書

年 月 日に申込のあった土砂の採取については、射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程第3条の規定により次のとおり承諾する。

1	土砂を採取する場所	射水市
2	土砂を採取する土地の面積	m ²
3	土砂採取見込量	m ³
4	土砂採取の目的及び利用計画	
5	土砂を採取する期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	採取料	円
7	承諾の条件	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

射水市土地開発公社理事長

申込者住所
氏 名

印

土砂採取期間更新申込書

土砂採取期間を更新したいので、射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程第5条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

1	承諾年月日	年 月 日	承諾番号	第 号
2	土砂を採取する場所	射水市		
3	土砂を採取する土地の面積	m ²		
4	土砂採取見込量	m ³		
5	土砂採取の目的及び利用計画			
6	土砂を採取する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
7	更新の理由			
8	その他参考事項			

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

射水市土地開発公社理事長

届出者住所
氏 名

印

土砂採取廃止届

土砂の採取を廃止したいので、射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程第5条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

1	承諾年月日	年 月 日	承諾番号	第 号
2	土砂を採取する場所	射水市		
3	土砂を採取する土地の面積	m ²		
4	土砂採取見込量	m ³		
5	土砂採取の目的			
6	原状回復の有無			
7	廃止年月日	年 月 日		
8	廃止の理由			

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

射水市土地開発公社理事長

申込者住所
氏 名

印

土砂採取変更申込書

土砂採取の承諾事項を変更したいので、射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程第5条第6項の規定により次のとおり申し込みます。

1	承諾年月日	年 月 日	承諾番号	第 号
2	土砂を採取する場所	射水市		
3	土砂を採取する土地の面積	m ²		
4	土砂採取見込量	m ³		
5	変更の内容	変更事項		
		変更前		
		変更後		
6	変更の理由			
7	承諾期間	年 月 日から 年 月 日まで		
8	その他参考事項			

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

射水市土地開発公社理事長

報告者住所
氏 名

印

土砂採取量報告書

土砂の採取量が確定したので、射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程第6条の規定により次のとおり報告します。

1	承諾年月日	年 月 日	承諾番号	第 号
2	土砂を採取する場所	射水市		
3	土砂を採取する土地の面積	m ²		
4	土砂採取量	m ³		
5	採取した土砂の利用内容			
6	その他参考事項			

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

射水市土地開発公社理事長

届出者住所
氏 名

印

地位承継届

土砂採取の承諾を受けた者の地位を承継したので、射水市土地開発公社所有の土地における土砂採取に関する規程第13条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

1	承諾年月日	年 月 日	承諾番号	第 号
2	土砂を採取する場所	射水市		
3	土砂を採取する土地の面積	m ²		
4	土砂採取見込量	m ³		
5	土砂採取の目的及び利用計画			
6	承諾を受けた者の住所及び氏名			
7	承継年月日	年 月 日		
8	承継の理由			